【記載例】軽自動車の届出書・登録自動車の変更届出用

届出内容の該当する方に，〇印をつける。
「新規」～ ①軽自動車を取得した場合（軽自動車の適用地域以外から適用地域に変更した場合を含む。）
②運送事業用自動車（営業ナンバー車両）を自家用自動車に変更した場合
「変更」～ 登録自動車若しくは軽自動車の「保管場所の位置」を変更した場合

赤枠の欄は，全て車検証のとおり記載する。

届出に係る自動車の，該当する方に〇印を付ける。
【登録】軽自動車以外の登録自動車（普通自動車等）
【 軽 】軽自動車の場合

※通常は，自動車の保有者（届出者）の住所と同一となります（法人の場合は，その事務所等）。

※車庫や駐車場の所在地（住所）を記載する。
※アパートやマンション等の場合，部屋番号は記載しない（部屋の中に車は止めないため。）。
※「変更届出」の場合は，変更前の保管場所を記載する。

届出先の警察署名を記載する（申請先は「保管場所の位置」を管轄する警察署となります。）。

実際に警察署の窓口で申請する日付を，和暦で記載する（日付誤りも，訂正印が必要となります。）。

印鑑登録証明証の住所（住民票の住所又は登記簿の所在地に同じ。）のとおりに記載する。

「収納可能台数」欄
届出に係る保管場所（車庫や駐車場等）に，駐車可能な車両の総数を記載する。

「現有車両」欄
届出に係る保管場所に関し，該当する方に〇印を付ける。
「1 あり」～ 現在，保管場所として使用している車両が他にある場合（車種ごとに，その台数も記載する。ただし，月極駐車場等の場合は，届出者が賃貸借している駐車スペース分のみの記載で可。）
「2 なし」～ 他に保管場所として使用している車両がない場合

保管場所の使用権原について，該当するものに〇印を付ける。
「1 自己単独所有」～ 届出者自身の土地又は建物を，保管場所とした場合（自宅の車庫等）
「2 他人」～ 他人の土地又は建物を，保管場所とした場合（家族が所有者である自宅車庫や，月極駐車場を借りる場合等）
「3 共有」～ 複数の人が共有している人の土地又は建物を，保管場所とした場合（夫婦共同名義の自宅車庫等）

届出に係る保管場所（車庫等）に関し，届出車両が該当するものに〇印を付ける。
「1 新規」～ 1台目として駐車する場合
「2 買替」～ 現有車両と入替えとなる場合
「3 増車」～ 増車分として駐車する場合

買替えの場合，現有車両の車台番号を記載する（車検証のとおりに記載）。

届出自動車の車両番号又は登録番号（ナンバー）を記載する。

届出者本人以外の方が代理で申請する場合は，代理人の氏名及び電話番号を記載する（行政書士が代理申請を行う場合で，加除訂正を要する場合や，申請者印を省略する場合は，職印による押印も必要）。
また，その代理人について，該当するものに〇印を付ける。
「1 有」～ 委任状等により代理権を有している場合（届出書の加除訂正等の委任があれば，訂正も可能である者）
「2 無」～ 届出書類を提出するだけの使者の場合

【注意1】「自動車の使用の本拠の位置」について
「自動車の使用の本拠」とは，自動車の保有者その他自動車の管理者（点検整備や運行管理等を行う者等）の所在地をいい，通常，申請者が「個人」であれば住民登録がなされている住所，「法人」であれば登記がなされている所在地となります。それ以外の場所を「使用の本拠」として申請される場合は，同所で申請可能であるか，事前に申請先の警察署へ確認してください（「使用の本拠」として認められない場所で申請された場合，車庫証明書は交付不能となります。）。
【注意2】「※保管場所標章番号」について
買替えの場合等，「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」が旧自動車と同一である場合は，旧自動車の保管場所標章番号（9桁）を記載することで「所在図」の添付を省略可能です。ただし，警察署長が必要と認めるときは，所在図の提出を求めることがありあます。
【その他注意事項】
※ 訂正がある場合は，それぞれの訂正箇所を二重線等で消去の上，正しい内容を記載してください（押印は不要です。）。
※ 「消せるボールペン」又は「鉛筆」等で作成した書類や，「修正液」又は「修正テープ」等を使用した書類は受理できません。
※ 3枚複写となっている届出書を使用し，手書きで作成する場合は，3枚目まで鮮明に写るよう，筆圧を強くして記載してください（不鮮明な場合は，再作成が必要となる場合があります。）。
※ 自宅の車庫を保管場所とする場合は，「届出者住所」，「使用の本拠の位置」及び「保管場所の位置」は同一住所となります。ただし，マンション等，住所に「部屋番号」を含む場合は，「保管場所の位置」に部屋番号は記載しないでください。（部屋の中に，車は止めないため。）
※ 保管場所標章（ステッカー）を交付後は，届出内容の訂正はできません。届出する際は，記載内容に誤りがないか，必ず確認してください（届出内容に誤りがある場合は，再届出となります。）。

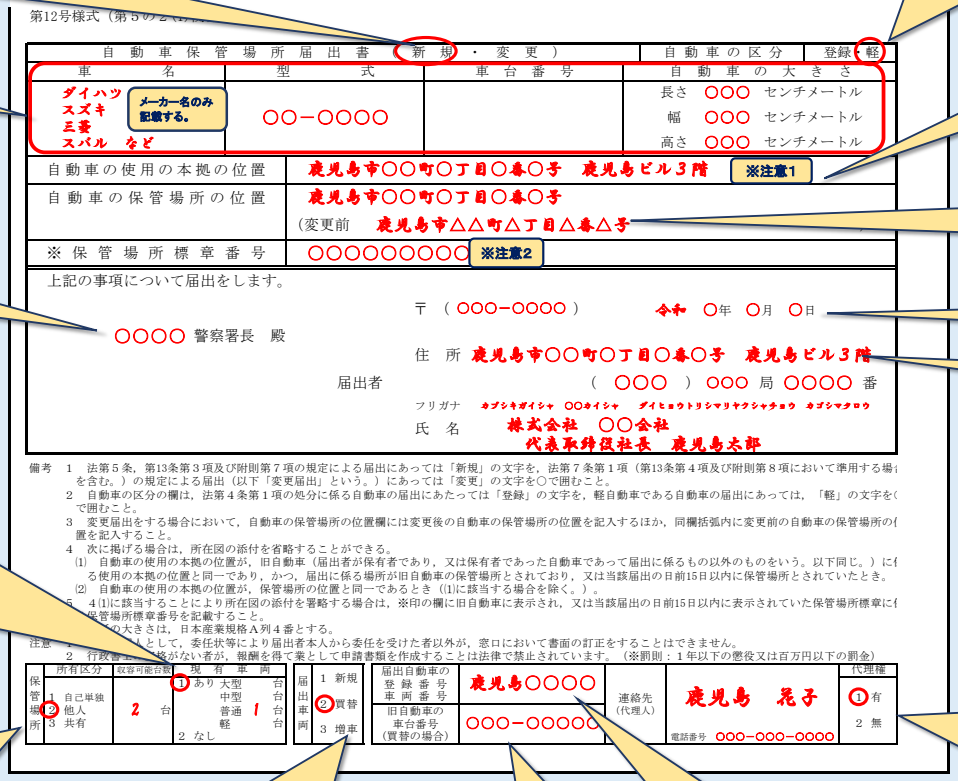

第12号様式（第5の2

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分 登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
ダイハツ スズキ 三菱 スバル など（メーカー名のみ記載する。）	○○－○○○○		長さ ○○○ センチメートル 幅 ○○○ センチメートル 高さ ○○○ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	鹿児島市○○町○丁目○番○号 鹿児島ビル３階 ※注意1		
自動車の保管場所の位置	鹿児島市○○町○丁目○番○号 （変更前 鹿児島市△△町△丁目△番△号）		
※保管場所標章番号	○○○○○○○○○ ※注意2		

上記の事項について届出をします。

〒（○○○－○○○○） 令和 ○年 ○月 ○日

○○○○ 警察署長 殿

住所 鹿児島市○○町○丁目○番○号 鹿児島ビル３階

届出者 （○○○） ○○○ 局 ○○○○ 番

フリガナ カブシキガイシャ ○○カイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ カゴシマタロウ

氏名 株式会社 ○○会社 代表取締役社長 鹿児島太郎

備考 1 法第5条，第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を，法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
2 自動車の区分の欄は，法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあたっては「登録」の文字を，軽自動車である自動車の届出にあっては，「軽」の文字を○で囲むこと。
3 変更届出をする場合において，自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか，同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4 次に掲げる場合は，所在図の添付を省略することができる。
(1) 自動車の使用の本拠の位置が，旧自動車（届出者が保有者であり，又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり，かつ，届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており，又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が，保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は，※印の欄に旧自動車に表示され，又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
6 自動車の大きさは，日本産業規格A列4番とする。
注意 1 代理人として，委任状等により届出者本人から委任を受けた者以外が，窓口において書面の訂正をすることはできません。
2 行政書士の資格がない者が，報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています。（※罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）

保管場所	所有区分	収容可能台数	現有車両	届出車両	届出自動車の登録番号車両番号	連絡先（代理人）	代理権
	1 自己単独 2 他人 3 共有	2 台	1 あり 大型 台 中型 台 普通 1 台 軽 台 2 なし	1 新規 2 買替 3 増車	鹿児島○○○○ 旧自動車の車台番号（買替の場合） ○○○－○○○○○	鹿児島 花子 電話番号 ○○○－○○○－○○○○	1 有 2 無